

伊方原子力発電所環境安全管理委員会設置要綱 新旧対照表

改 定 後	改 定 前
<p>(委員会) 第3条 委員会は、委員<u>32人</u>以内をもって組織する。 2 省略</p> <p><u>附 則</u> この要綱は、令和6年7月5日から施行する。</p>	<p>(委員会) 第3条 委員会は、委員<u>31人</u>以内をもって組織する。 2 省略</p>